

議案第三十六号

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例（平成十四年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

（説明）

財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団が公益財団法人に移行したことに伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。